

東京大学生産技術研究所 特任研究員 公募要領

1. 職名及び人数：特任研究員（常勤） 2名
2. 任期：令和8年3月31日まで。（プロジェクトは令和8年7月31日まで継続のため、契約更新の可能性あり。）契約更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量などを総合的に勘案し、1年ごとに行う。最長で2030年7月31日まで更新可能。
3. 着任時期：令和7年12月1日以降、なるべく早い時期
※試用期間あり（14日間）
4. 所属：東京大学生産技術研究所 情報・エレクトロニクス系部門 佐藤研究室

変更の範囲：原則同一部局内
5. 勤務場所：東京大学生産技術研究所（東京都目黒区駒場4-6-1）

変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
6. 業務内容：経済安全保障重要技術育成プログラム「ノウハウの効果的な伝承につながる人作業伝達等の研究デジタル基盤技術」における研究課題「BioSkillDX：ライフサイエンス実験作業の暗黙知獲得と作業支援」（研究代表者：東京大学生産技術研究所 佐藤洋一）の実施にあたり、本課題を担当する特任研究員を公募します。コンピュータビジョンを軸に、マルチモーダル大規模言語モデル等を活用し、バイオ実験の作業内容理解から暗黙知獲得まで、意欲的に研究に取り組むことのできる方からの応募を歓迎します。
7. 就業時間等：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分、週38時間45分勤務したものとみなす。
8. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
9. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等
10. 給与：本学の就業規則に基づき支給。月額45万円以上～月額65万円
（年収：540万円～780万円）を支給。（業績・成果手当を含む。）
給与はこれまでの経験・業績を考慮して決定。昇給制度なし。ただし成績に応じて給与の増額の可能性あり。通勤手当あり（本学の規定に基づき支給）。賞与・退職金なし。
11. 社会保険等：共済組合、雇用保険、労災保険については法令の定めるところにより加入。
12. 応募資格：
 - 1) 博士号取得者または着任までに取得見込みの者
 - 2) コンピュータビジョンもしくはその関連分野で十分な研究実績があること
 - 3) 業務遂行に支障のないレベルの日本語の能力があること
13. 業務経験：以下のいずれか、または複数の経験を有する方を優先します。
 - 1) 人物行動理解に関連したコンピュータビジョン技術の研究実績
 - 2) マルチモーダル大規模言語モデルや大規模視覚言語モデルに関する知識または研究実績
 - 3) バイオ実験に関する知識または実務経験

14. 提出書類：下記の書類の PDF を 17. 応募先・問い合わせ先のアドレスにメール添付で送付してください。その際、メールのサブジェクトは「佐藤研究室 特任研究員 応募書類」としてください。
- 1) 履歴書（写真添付）下記 URL からダウンロードして作成してください。
<<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>>
- 2) 業績リスト（学術論文、国際学会発表、国内学会発表、招待講演、総説・解説、著書、特許等知的財産権、受賞、競争的研究資金の取得状況、等を含む）。
- 3) 主要論文のコピー（3 編以内）
- 4) 研究実績の概要と志望動機（A 4 で 2 枚以内、図表を含むことも可）
- 5) 本人に関する所見を照会可能な方 1 名の氏名と連絡先
15. 選考方法：書類選考の後、オンライン面接を行います。採否が決まり次第、結果を速やかに本人あてに通知します。
16. 応募締切：令和 8 年 1 月 3 0 日（金）必着。随時選考。候補者が決まり次第締め切ります。
17. 応募先・問い合わせ先：
東京大学生産技術研究所 情報・エレクトロニクス系部門 教授 佐藤洋一
Email: ysato (at) iis.u-tokyo.ac.jp ※ (at)は@に置き換えてください。
18. 募集者名称： 国立大学法人東京大学
19. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20. その他：
・応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。
・応募書類は原則として返却いたしません。
・本学は男女共同参画を推進しており、業績評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用します。（ポジティブ・アクション募集）
・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。